



## C O N T E N T S

「死刑判決」速やかな執行を 宮園誠也 .....	02
世界の死刑制度の現状と日本 弁護士 山崎勇人 .....	03
新しい経済補償制度／犯罪被害者の経済的状況に 関する現状把握の方法について 松村恒夫 .....	04

「医療観察法」－司法から見放される国民－ 高橋幸夫 .....	05
活動報告 .....	06
幹事会／関東・関西・九州地区集会報告／弁護士会議 .....	07～10
会員の声／お知らせ／報道おぼえがき .....	10, 11

## 死刑についての江田法務大臣発言

顧問 岡村 勲

2人の死刑を執行した千葉法務大臣の後を受けて、昨年7月、江田法務大臣が就任された。そして1年経ったが、1人の死刑執行も行われていない。その間に死刑囚の数は、13人増えて120人となっている。

これについて、江田大臣は7月29日の記者会見で、「1年たって特別の意味があるとは思っていない。悩ましい状況にしっかり悩みながら勉強している最中で、悩んでいる時に執行とはなかなかならない」と述べた(産経新聞)。また読売新聞のインタビューでは、当面死刑執行はしない意向を示したそう。

わが国では、死刑は刑罰の一種として存在し、刑事訴訟法は、死刑判決が確定したなら、法務大臣は原則として6箇月以内に執行命令を出さなければならないと義務づけている。

江田大臣は、過去に死刑制度を「欠陥を抱えた刑罰だ」と発言して後で取り消したこともあり、「私は死刑廃止論者だ」と国会で述べたこともある。

しかし、一度法務大臣に就任すれば、個人の信念、思想、宗教等に関係なく、法を絶対に守らなければならない立場に立たされるのだ。

江田大臣は、元裁判官で、弁護士でもあり、長年にわたって参議院の法務委員会で活躍され、参議院議長にまで登り詰められた法律の専門家である。この立場、義務を充分ご承知の上で、大臣に就任されたはずである。

それが、今になって、「死刑が悩ましい」「悩みながら勉強している」「悩んでいるうちは執行しない」とは、一体どういうことだ。法務大臣には、死刑の執行命令を出さない自由などないのだ。死刑執行がいやなら、初めから法務大臣になるべきではなかった。

法務大臣は、法律、判決を遵守する国の責任者である。

その責任者が、法律、判決を守らなければ、国民の遵法精神は失われる。国民にとって守らなくても済むのなら、守らない方が得な法律、判決はたくさんある。税法もそうだ。「法務大臣が法律を守らないのに、なぜおれは税金を払わなければならないのだ」と言われれば、返す言葉もないだろう。最高裁判決に従って取りすぎた利息を返還して潰れたサラ金会社もあったが、これも返還しないと言い出すだろう。法務大臣たる者がこんな悪い手本を示してはいけぬ。

法務大臣は、検察の元締めでもある。部下である検察官に捜査、証拠集めをさせ、死刑求刑させ、その通りの判決を得させる。その段階になって「死刑執行はしないよ」と元締めに言われたら、検察官たるものたまったものではあるまい。

また、検察官の求刑にしたがって死刑判決を出した裁判所に対しても、失礼千万である。

罰金の取り立ては、検察官の指揮の下に検察事務官などが行うが、徴収に行った人から、苦労話を聞いたことがある。徴収に行くと、滞納者から散々嫌みを言われ、「これを持っていけ」と小銭を床にばらまかれたり、中には油を塗った小銭をばらまかれて拾わされたりするそう。どちらが悪いことをした人間か分からなくなると嘆いていた。「死刑の執行もしないで、なんで罰金なんか取りに来るんだ」と、居丈高になる罰金未納者の姿が目につく。

死刑執行しない法務大臣は、法律に違反しているだけではない。わが国の憲法は、立法、司法、行政と三権分立の構造を取っている。法務大臣といえども、裁判所の判決に遵い、守る憲法上の義務がある。確定判決を守らない法務大臣は、憲法尊重擁護義務違反だ。

法と最高裁判決の上に君臨する法務大臣、恐ろしいことだ。